

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和6年4月5日から同年8月5日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年4月5日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コーナンPRO下関綾羅木店
所在地 下関市綾羅木新町四丁目193の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401の1	疋田 直太郎

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
(仮称)コーナンPRO下関綾羅木店	コーナンPRO下関綾羅木店	令和6年3月6日

4 届出年月日

令和6年3月26日